【規程番号　行法Ｖ－007】

行吉学園介護休業等規程

（目　的）

第１条　この規程は、就業規則第 23 条の規定に基づく教職員の介護休業、介護休暇等について定めるものとする。この規程に定めのない事項については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）その他の法令の定めるところによる。

（介護休業の対象者）

第２条　要介護状態にある家族を介護する教職員は、この規程に定めるところにより休業することができる。

２　前項の規定にかかわらず、労使協定により除外された以下の教職員からの休業の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）介護休業申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな者

（3）１週間の所定労働日数が２日以下の者

ただし、上記第２号に該当する教職員は、別途定める介護に係る勤務時間の短縮に関する内規（以下「介護勤務時間短縮内規」という。）の適用を受けることができる。

３　期間を定めて雇用する者にあっては、申出時点において、介護休業を開始する日（以下「介護休業開始予定日」という。）から起算して 93 日を経過する日から６か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、かつ更新されないことが明らかでない者に限り休業することができるものとする。

４　前２項の規定にかかわらず、教職員であって理事長が特に認める場合については、介護休業の対象とすることがある。

５　本条第１項に定める要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、２週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者（以下「対象家族」という。）をいう。

（1）配偶者

（2）父母

（3）子

（4）配偶者の父母

（5）祖父母、兄弟姉妹及び孫

（介護休業申出の手続）

第３条　介護休業を希望する者は、原則として、介護休業開始予定日の２週間前までに、介護休業申出書により学園に申出なければならない。

2　介護休業中の期間を定めて雇用される者が労働契約を更新するにあたり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、再度の申出を行うものとする。

3　申出は、対象家族１人につき３回を上限とする。ただし、前項の申出をしようとする場合にあってはこの限りではない。

4　学園は、介護休業申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

5　介護休業申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に対して介護休業取扱通知書を交付する。

（介護休業申出の撤回等）

第４条　申出者は、介護休業開始予定日の前日までに、介護休業申出撤回届を提出することによって休業の申出を撤回することができる。

2　介護休業申出撤回届が提出されたときは、学園は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対して介護休業取扱通知書を交付する。

3　撤回後最初の介護休業の申出も撤回した場合は、その後の介護休業の申出は拒むことができるものとする。

4　介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る対象家族の死亡等により申出者が対象家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はなされなかったものとみなす。この場合、申出者は原則として遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（介護休業の期間等）

第５条　介護休業の期間は、対象家族１人につき、原則として通算 93 日間の範囲（介護休業開始予定日から起算して 93 日を経過する日までをいう。）内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

2　期間を定めて雇用する者のうち通算93日間の範囲内に労働契約期間が満了する者の介護休業の期間については、労働契約期間満了日までを限度とする。

3　本条第１項の規定にかかわらず、学園は育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

4　教職員は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。

5　介護休業期間変更申出書が提出されたときは、学園は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対して介護休業取扱通知書を交付する。

（介護休業の終了）

第６条　次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了したものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 対象家族の死亡等介護休業に係る対象家族を介護しないこととなった場合
　当該事由が発生した日

（2）申出者について、産前・産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前・産後休暇、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

2　前項第１号の事由が生じたときは、申出者は遅滞なくその旨を学園に通知しなければならない。

（介護休業中の給与）

第７条　介護休業期間中の給与は支給しない。

2　介護休業開始月及び介護休業終了月の給与及び手当は、日割計算により支給する。

3　賞与については、その算定対象期間中に介護休業期間が含まれる場合には、勤務した日数に応じて按分して支給する。

（介護休業期間中の社会保険料の取扱い）

第８条　教職員は、介護休業により給与が支払われない月における社会保険料（被保険者負担分）を学園が指定する日までに支払うものとする。

（介護休業期間の取扱い）

第９条　介護休業期間は勤続年数に算入しない。

（勤務時間の短縮）

第 10 条　介護に係る勤務時間の短縮に関しては、別途内規を定める。

（介護休暇）

第 11 条　介護休暇に関しては、別途内規を定める。

（所定外労働の免除）

第 12 条　対象家族を介護する教職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働させることはない。

2　前項の規定にかかわらず、労使協定によって除外された次の教職員からの所定外労働の免除の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（時間外労働の制限）

第 13 条　対象家族を介護する教職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、１か月について24時間、１年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する教職員からの時間外労働の制限の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）１週間の所定労働日数が２日以下の者

（深夜業の制限）

第 14 条　対象家族を介護する教職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前５時までの間に労働させることはない。

2　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する教職員からの深夜業の制限の申出は拒むことができる。

（1）在職１年未満の者

（2）申出に係る家族の 16 歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する者

ア　深夜において就業していない者（１か月について深夜における就業が３日以下の者を含む。）であること。

イ　心身の状況が申出に係る子の保育をすることができる者であること。

ウ　６週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）以内に出産予定でなく、かつ産後８週間以内でない者であること。

（3）１週間の所定労働日数が 2 日以下の者

附　則

この規程は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年６月 30 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 29 年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年 10 月１日から施行する。